

## ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	7	開封日	令和6年5月15日
ご意見			
<p>松岡市長におかれましては、今回の災害復興につき陣頭指揮にあたられ、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本年5月1日にくまりば温泉営業が再開されるとのことで楽しみにしておりましたが、令和2年以前に購入した回数券は使用不可と知り驚きました。</p> <p>購入者には全く責任はなく、回数券には使用期限も定款も表示されておられません。このような対応をする施設を気持ち良く利用できるでしょうか？「観光人吉」の責任者として恥ずかしくありませんか？（知人の弁護士は「債務不履行」に該当する。と申しておりました。）</p> <p>人情の機微をご理解いただける市長の誠実な対応を期待しています。（できれば、お電話で直接お話ししたく存じます。）</p> <p>どうか、多くの方がくまりばを気分良く利用できるよう、ご尽力ください！！</p>			
回答			
<p>ご意見をいただきました内容につきまして、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館（くまりば）の管理を行います商工観光課からお答えいたします。</p> <p>この度、令和2年豪雨災害により、くまりばの温泉施設は一時的に閉鎖を余儀なくされ、ご利用の皆様には多大なるご不便とご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>くまりばの温泉施設は、閉鎖期間中、再開の目途が立たず廃止の可能性も考慮したため、回数券は令和2年10月から令和3年3月までの期間に払い戻しの受付をさせていただきました。このことは、当時の広報ひとよし（令和2年10月号、令和3年2月号）、人吉市公式ホームページ、くまりば公式ホームページ、くまりば公式SNS（フェイスブック、Instagram）などを通じてお知らせし、受付を終了しております。受付終了後にお問い合わせ等いただいた多くの方も、受付を終了した旨を説明し、御理解いただいているところです。</p> <p>つきましては、再開後の温泉入浴回数券の使用および還付はいたしかねますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。</p>			